

日南市出逢い・結婚支援業務委託仕様書

1 業務の目的

本市の婚姻件数は、経年的に減少傾向であり、若い世代が結婚に対して不安を抱えていることや、将来のライフプラン等について考える機会が十分に与えられていないこと等が主な原因であり、交際・結婚に向けた気運の醸成や、出逢いの機会の提供が必要であると考えられる。

本業務は、結婚を希望する独身者を対象に、婚活イベントとスキルアップセミナーを開催することで、結婚支援の取組を推進することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 1の目的を達成するため、観光や食、自然といった本市の魅力ある資源等を活かした、参加する男女が気軽に交流できるイベント（共同作業や自然体験などの各種体験、レクレーション等のプログラムを組み込むこと）を実施するとともに、イベント前にあらかじめ、コミュニケーション術や身だしなみなど、婚活スキルの向上を図るスキルアップセミナーを開催すること。

また、参加者へ1対1の出会いである「みやざき結婚サポートセンター」等の結婚相談所への入会登録促進を行うこと。

- (2) イベント・セミナーは、20～40代の独身者で、市内に在住、在勤もしくは日南市への移住に関心がある方を対象に、市内で開催すること。

なお、令和8年2月末までに、20名程度の規模のイベント・セミナーを3回程度実施し、延べ60名の参加を目指すこと。また、参加者の男女比率は概ね同率とする。

イベント・セミナーの内容により対象年齢等が変動することは差し支えないが、マッチング率が向上するような効果的なイベント・セミナーを行うこと。

- (3) 対象年齢層に周知が行き届き、結婚へ向けた気運醸成や婚活対象者の掘り起こしが行えるよう、様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集・申込受付を行い、募集定員の確保に努めること。また、パンフレットやポスター等の印刷物については、作成部数、配布先及び配布内訳を示すこと。
- (4) イベント・セミナーの周知や参加者の募集について、県が整備しているイベントシステム「ひなたの恋イベント」との連携を図りながら行うこと。
- (5) イベント・セミナーに係る参加者からの問合せについては、連絡先（電話、電子メールその他の方法）を明示し対応すること。
- (6) マッチングが成立したカップルに対して、定期的な連絡など交際や成婚に向けて効果的なアフターフォローを行うこと。
- (7) 参加者に対してアンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査の内容（アンケート項目、回答方法等）は受託者が作成し、事前に委託者である日南市（以下、

「委託者」という。)の承認を得ること。

3 対象経費

- (1) 対象経費は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」交付要綱第3条第2項に規定されている経費のうち事業に必要な経費等（諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など）とし、原則、備品購入費は対象としない。企画運営費を計上する場合は、委託対象経費の10%以内とすること。
- (2) イベント・セミナーにおいて、参加者に無料又は定額で飲食物や物品等を提供するための費用については、委託者と協議の上、酒類や金券を除きイベント等開催費の一部とみなせるもののみ対象とする。
- (3) 飲食等を伴うイベントで参加者から参加料を徴収する場合は、適正な金額となるよう委託者と協議の上決定し、料金の管理は受託者が行うこと。なお、参加料を充当する経費は委託料には含めないものとし、業務報告書において内訳を示すこと。

4 業務報告

業務完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 13 日のいずれか早い日までに、次の内容を盛り込んだ業務報告書（様式任意）を市に提出すること。

- (1) 業務実施内容（実施事項、実施時期、参加者数、参加者名簿（マッチング成立者を明記すること）、マッチング数、成果（参加者の傾向分析など）、今後の課題）
- (2) 決算報告書（要した経費について、委託料部分は対象外経費が含まれていないよう記載し、参加料を徴収する場合の充当経費の内訳を示すこと。）
- (3) アンケート結果
- (4) 業務において作成したチラシ等
- (5) その他関係資料（マッチングが成立したカップルへのアフターフォローの実施状況等）

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (3) イベント・セミナーの実施中は、参加者の安全確保に十分配慮し、不測の事態にも対応できる人員や体制を整えること。
- (4) イベント・セミナー参加者からの相談は真摯に対応し、参加者との間に発生したトラブルに対しては受託者が責任を持って対処すること。
- (5) 障がい者の参加に支障がないよう、必要な配慮を行うこと。
- (6) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。ま

た、個人の価値観を尊重すること。

- (7) 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。
- (8) アルコール類の提供は、公費を用いたイベントであることを踏まえ、委託者と協議の上、適切に判断すること。

6 その他

- (1) 本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入額及び支出額を記載し、委託料の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておくこと。

また、関係書類は委託事業終了後 5 年間保存すること。

- (2) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (3) 委託業務に係る成果物等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しない事業にすること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して対応するものとする。